

# 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(放射線発散処罰法)の一部を改正する法律案について

## 改正の必要性

- ・2005年、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、核物質防護条約の改正が採択。
- ・2012年ソウル核セキュリティ・サミットで発出された声明書において、我が国を含む締約国は、2014年までに当該改正を発効させるため、締結のための国内手続加速化を強く求められている。
- ・我が国として、改正条約を締結するに当たり、以下の行為を犯罪として処罰するための国内担保措置が必要。  
国家間における核物質の法律に基づく権限のない移動等  
上記行為の未遂  
原子力施設に対する行為等により人の生命等に害を加えるとの脅迫による強要

## 主な改正内容

改正条約を我が国において担保するため、核物質防護条約の国内担保法である放射線発散処罰法に、上記 ~ に対応する規定を追加する。

### < 現行法 >

- 第3条 人の生命等に危険を生じさせる放射性物質の取扱い等又は未遂等  
【無期又は二年以上の懲役等】
- 第4条 原子核分裂等装置の製造又は未遂  
【一年以上の有期懲役等】
- 第5条 原子核分裂等装置又は放射性物質の、所持又は未遂  
【十年以下の懲役等】
- 第6条 放射性物質又は原子力核分裂等装置を用いた脅迫  
【五年以下の懲役】
- 第7条 特定核燃料物質を窃取、強取することを告知した脅迫による強要  
【五年以下の懲役】
- 第8条 第3条から第7条までの犯罪の国外犯を処罰

### < 改正案 >

- 第3条 人の生命等に危険を生じさせる放射性物質の取扱い等又は未遂等  
【無期又は二年以上の懲役等】
- 第4条 原子核分裂等装置の製造又は未遂  
【一年以上の有期懲役等】
- 第5条 原子核分裂等装置又は放射性物質の、所持又は未遂  
【十年以下の懲役等】
- 新第6条 特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為又は未遂等**  
【七年又は三年以下の懲役等】
- 第7条 放射性物質又は原子力核分裂等装置を用いた脅迫  
【五年以下の懲役】
- 第8条 特定核燃料物質を窃取、強取すること又は原子力施設に対して行われる行為等により人の生命等に害を加えることを告知した脅迫による強要**  
【五年以下の懲役】
- 第9条 第3条から第8条までの犯罪の国外犯を処罰

施行期日は、核物質防護条約の改正が日本国について効力を生ずる日